

「旧統一教会」問題でお悩みの方へ

令和6年3月19日から

「特定被害者法律援助業務」が始まります

援助の内容

特定不法行為等（※）に係る被害者について

(1) **資力の状況にかかわらず**、以下の援助を行います

- ① 弁護士等による**無料法律相談**（法律相談援助）
- ② **民事事件手続**における**弁護士費用等の立替え**（代理援助）等
- ③ **民事保全手続**における**担保の提供**

(2) 上記②③に係る**立替費用等の償還**について、援助終結まで**猶予**します

(3) 一定以上の資力を有する場合等の

例外的場合を除き、上記立替費用等の償還を免除することができます

（※）「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと」を理由とする所轄庁等による解散命令請求等の原因となった不法行為等及びこれらと同種の行為であって、解散命令請求等の対象宗教法人又はその関係者によるもの

（令和6年3月19日現在、**「旧統一教会」**が対象宗教法人となっています。）

ご利用の流れ（一例）

①まずは法テラスの**靈感商法等対応ダイヤル**へお電話を



0120-005931

②法テラスから十分な知識又は経験を有する契約弁護士等へ取次ぎ



③契約弁護士等から被害者へ連絡



④無料法律相談の実施



⑤法律相談の結果に応じて代理援助等へ

「灵感商法等対応ダイヤル」に関する
詳しい情報はこちら

